

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画改定の趣旨

都は、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指しています。

平成12年3月、全国の自治体に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」（以下「基本条例」といいます。）を制定し、また、平成14年に策定した「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」に基づき、男女平等参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進してきました。

都民・事業者等についても、男女平等参画を進める会を構成する各団体を中心に団体の自主的な取組を進めるとともに、都と連携・協力した事業を実施するなど、幅広い取組を行ってきました。

行動計画策定から5年が経過し、今なお積極的に取り組むべき課題や本格的な人口減少社会の到来、グローバル化の急速な進展をはじめとする社会経済情勢の変化等により生じた新たな課題などへの取組が求められています。また、国においては、「男女共同参画基本計画（第2次）」が平成17年12月に閣議決定され、男女平等参画社会の実現に向けた新たな取組や強化する取組の方向が示されたところです。

このような状況から、平成18年5月、都は知事の附属機関である「東京都男女平等参画審議会」に対して行動計画の改定にあたっての基本的考え方を諮問し、同年12月に答申を受けました。

東京が今後も活力ある都市として発展するためには、なお一層の男女平等参画施策の推進が必要であるため、審議会答申及び現在の行動計画の成果・課題等を踏まえ、行動計画を改定するものです。

### 2 計画改定にあたっての考え方

近年、経済情勢の変化や経済のグローバル化による雇用形態の多様化の進展、また、人々の意識が物質的豊かさから心の豊かさを求めるようになるなど、個々人の求める生活様式も多様化し、これまでの制度では対応できない状況が生じています。

今後も社会が活力を維持し、発展しつづけるためには、性別や年齢にかかわらず、個人が能力と個性を発揮できる男女平等参画社会の実現がますます重要となっています。

しかし、様々な分野における女性の参画は国際的に見ても低く、女性が十分に活躍できる環境が整っていない状況にあります。

また、日本の合計特殊出生率は、平成17年は1.26と過去最低となり、東京

都は、1.00と全国で最低という状況になっています。

少子・高齢化により世帯構成や働き手も変化するとともに、男女を問わず人々の価値観が多様化しているなか、性別や年齢にかかわらず、その個性と能力が発揮できる機会が確保され、人々が満足感・安心感を得て生きがいのある充実した生活を送ることができるような男女平等参画社会をめざしていかなければなりません。そのためには、都の男女平等参画社会の基本理念の基、男女が能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる柔軟な社会の仕組みづくりを進める必要があります。

これからは、仕事か家庭かという単純な選択ではなく、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事と生活のバランスをとることにより、その人の意欲と能力が発揮できるようにしていくことが重要です。

今回の行動計画の改定にあたっては、配偶者暴力をはじめとする人権侵害への対策、男性・女性の状況に応じた健康支援などを着実に推進するとともに、めざすべき男女平等参画社会の実現に向けて次の事項を中心に進めることとしています。

#### ○「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の推進

「仕事と生活の調和」\*とは、誰もが生涯の各々の段階でその状況や希望に応じた自律的選択により、仕事と仕事以外の生活との調和を図ることです。男女がともに自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや高齢者介護などが両立できる社会にするために、働き方の見直しを含む「仕事と生活の調和」を推進する必要があります。

「仕事と生活の調和」を実現することは、多様で柔軟な生き方を可能とし、個人の生活を豊かにするものです。また、企業にとっても生産性の向上が期待できるものでもあります。さらに、少子・高齢化社会への対策を図るためにも重要なものです。「仕事と生活の調和」を進めるためには、男性が自らの働き方の見直しを図るとともに、企業の理解を深め、その取組を促進するための支援が必要です。

#### ○女性のチャレンジ支援の推進

東京においても、全国においても、女性の社会参画が十分進んでいるとは言いがたい状況にあります。様々な分野において、女性が方針決定過程に参画し、活躍することをめざす「上へのチャレンジ」、従来女性が少な

---

\*「仕事と生活の調和」

本行動計画でいう「仕事と生活の調和」は、いわゆるワーク・ライフ・バランスのことであり、イギリス貿易産業省(DTI)ではワーク・ライフ・バランスを「年齢、人種、性別にかかわらず、誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような生活のリズムを見つけられるように働き方を調整すること。」と定義しています。

かった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を積極的に推進し、女性の新しい発想や多様な能力を発揮できる環境づくりを進める必要があります。

男女平等参画社会は、家庭や地域、職場などあらゆる場において実現される必要があります、都だけで推進できるものではありません。地域での取組の主体として重要である区市町村との連携をさらに促進するとともに、都民や事業者とともに取り組む必要があります。また、2007年からいわゆる団塊の世代が大量退職を迎えることから、知識や経験の豊富な高齢者の地域活動への参画も期待されます。

### 3 計画の位置づけ

- (1) 基本条例第8条に基づく、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条に定める「都道府県男女共同参画計画」に該当するものです。

### 4 基本理念

基本条例の基本理念に基づき、本行動計画の基本理念を次のとおりとします。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる社会
- (3) 男女が家庭生活および社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

### 5 計画期間

平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5か年

### 6 計画の推進

本行動計画を着実に推進するために、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、基本条例に基づいて年次報告を作成し、公表します。